

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- 地方税法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 6 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 44 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行 一部の規定につき、平成 24 年 1 月 1 日から施行
【制定の根拠】	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 4 第 12 項、第 21 項及び第 30 項
【法令のあらまし】	国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 51 万円（改正前 50 万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 14 万円（改正前 13 万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 12 万円（改正前 10 万円）に引き上げる。（第 56 条の 88 の 2 関係）
【改正される法令】	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 45 号）